

《別紙》 やよいケアステーション 料金表(平成30年8月から利用者負担利用料の改正)

地域区分ごとの報酬単価 訪問介護・介護予防介護相当サービス その他 10円

★介護保険：(要支援1・2 要介護1～5の方が対象です。)

(円)

サービス種別	時間	1割	2割	3割	10割	具体的な複合サービス例(時間・円)		
身体介護0	20分未満	165	330	495	1650	身(30分)生(20分)	50分	(1割) 314 (2割) 628 (3割) 942
身体介護1	20分以上30分未満	248	496	744	2480	身(30分)生(45分)	75分	(1割) 380 (2割) 760 (3割) 1140
身体介護2	30分以上60分未満	394	788	1182	3940	身(30分)生(70分)	100分	(1割) 446 (2割) 892 (3割) 1338
身体介護3	60分以上30分増すごとに	575 + 83	1150 + 166	1725 + 249	5750 + 830	身(60分)生(20分)	80分	(1割) 460 (2割) 920 (3割) 1380
身体介護に引き続き生活援助を行う場合	20分増すごとに	66	132	198	660	身(60分)生(45分)	105分	(1割) 526 (2割) 1052 (3割) 1578
	45分増すごとに	132	264	396	1320	身(60分)生(70分)	130分	(1割) 582 (2割) 1164 (3割) 1746
	70分増すごとに	198	396	594	1980			
生活援助	20分以上45分未満	181	362	543	1810	※現在行われているサービス、または新規利用でのサービス時間、内容に関して、適切なアセスメントとケアマネジメントに基づき、サービス実施をさせていただきます。なお、上記サービス内容は一例となります。		
	45分以上	223	446	669	2230			

早朝加算	午前6時から午前 8時まで25%割増
夜間加算	午後6時から午後10時まで25%割増
深夜加算	午後10時から午前6時まで50%割増
特例により2名のMMでサービスを、おこなった場合	2倍の割増

★キャンセル料★ お客様のご都合でサービスを中止される場合下記のキャンセル料がかかります。	ご利用前日18時までに連絡頂いた場合	無 料
	予定時刻の直前の連絡、連絡なしの場合	利用者負担額×100%

★第1号訪問事業(介護予防訪問介護相当サービス)★

サービス種別	1割負担	2割負担	3割負担	10割負担
訪問型サービスⅠ (要支援1・2)(1月あたり)	1168円/月	2336円/月	3504円/月	11680円
訪問型サービスⅡ (要支援1・2)(1月あたり)	2335円/月	4670円/月	7005円/月	23350円
訪問型サービスⅢ (要支援2)(1月あたり)	3704円/月	7408円/月	11112円/月	37040円

★加算料金★ ☆印は現在の加算項目になります。

サービス種別	基本単位(1割・2割・3割・10割)				内容
	特定事業所加算(Ⅰ) 100分の20	特定事業所加算(Ⅱ) 100分の10	特定事業所加算(Ⅲ) 100分の10	特定事業所加算(Ⅳ) 100分の5	
特定事業所加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)					法律が定める基準をみたしていれば加算が付きま
☆緊急時訪問介護加算(1回あたり)	100	200	300	1000	緊急時、状況に応じて必要な身体介護を行います。
☆初回時訪問介護加算(1月あたり)	200	400	600	2000	初回訪問月に訪問業務、または同行訪問を行う場合の為、全員の方が対象です。
☆生活機能向上連携加算(Ⅰ)(1月あたり)	100	200	300	1000	サービス提供責任者が訪問リ又は通所リ事業所等の理学療法士等の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行った場合。
☆生活機能向上連携加算(Ⅱ)(1月あたり)	200	400	600	2000	訪問又は通所リハビリ事業所等の理学療法士等がリハビリテーションの一環として居宅を訪問した際にサービス提供責任者が同行し、当該理学療法士等と利用者の身体状況等の評価を共同して行い、かつ生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合であって、当該理学療法士等と連携し、訪問介護計画に基づく訪問介護を行った場合。
☆介護職員処遇改善加算(1月あたり)	13.7%				介護保険法に基づく介護職員の処遇改善に関する加算です。(基本サービスに各種加算を加えた総単位数に加算率13.7%を乗じた金額の1割が2割か3割のどちらかが、自己負担となります。)

★介護保険の給付対象とならなかった場合の料金★⇒上記料金の10割頂きます。

★交通費★

通常の実施地域外(和歌山市・岩出市・紀の川市以外)で、片道20km以上のお住まいの方は、訪問介護員が訪問する為の交通費がかかります。	片道20km未満	無料
	片道20km以上	500円